

穴水町集会施設借上補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域でのコミュニティ活動の拠点となる場を確保するために、集会施設として施設の借上げを行っている区・町内会（以下「町内会等」という。）に対し、その借上げに要する経費を予算の範囲内において補助金を交付することについて、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この要綱における補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる集会施設の借上げは、現に集会施設を所有しない町内会等とする。

2 町内会等の活動のうち、規約に定める総会、役員会、部会その他の会議（以下「総会等」という。）の使用に供するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次のとおりとする。

- (1) 町内での総会等の実施に係る会議室、その他施設（以下「会議室等」という。）の借上げ料
- (2) その他町長が対象と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。

(補助金交付申請、請求及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、穴水町集会施設借上補助金交付申請書、請求書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 会議室等の借上げに係る領収証
- (2) 総会等次第
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請、請求及び実績報告書は、第3条に定める補助対象経費を支払った日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、補助金交付の適否を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付を決定したときはその額を確定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、穴水町集会施設借上補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 町長は、前条の規定により交付を決定した場合は、速やかに補助金を当該町内会等に交付する。

(交付決定の変更及び取消し)

第8条 町長は、第6条第1項の規定により交付の決定をした者が、申請内容の変更（中止及び廃止を含む。）をしようとするときは、穴水町集会施設借上補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出させ、その承認を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を受けた者が次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定による承認を受けずに事業の内容を変更し、又は中止したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が当該交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

3 町長は、前項により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、穴水町集会施設借上補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該交付の決定の全部又は一部を取り消した者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合に、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、穴水町集会施設借上補助金返還請求書（様式第5号）により通知し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。